

銀河鉄道 株式会社

安全方針

【令和1年11月1日～令和2年10月31日】

私たちは社員一丸となって
「安全最優先」と「法令遵守」に取り組めます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、社内に周知徹底します。
- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
 - ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。
- (2) 安全方針に関する社員の理解度及び浸透度を、乗務員及び事務員対象の講習会において、テスト、アンケート等の方法を用いて定期的に把握します。
- (3) 毎年度末のマネジメントレビューの結果に基づき、1年ごとに安全方針及びその周知方法等について見直しを行います。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

3. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 事故の発生状況について

	車外人身死亡事故	車外人身重傷事故	車内人身重傷事故
第21期目標 ※令和1年11月～ 令和2年10月	0件	0件	0件
第20期目標 ※平成30年11月 ～令和1年10月	0件	0件	0件
発生状況(第20期)	0件	0件	0件

(2) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計について

	車外人身死亡事故	車外人身重傷事故	車内人身重傷事故
第20期発生状況 ※平成30年11月 ～令和1年10月	0件	0件	0件
第19期発生状況 ※平成29年11月 ～平成30年10月	0件	0件	0件

4. 輸送の安全に関する計画（別表3参照）

（1）教育

① 経営者及び経営幹部（安全統括管理者、営業所長含む）

運輸安全マネジメントに関する経営者及び経営幹部の責務への理解と自覚を深めるため、また、内部監査によるチェック機能を強化するため、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA」）による講習を受講します。

■安全マネジメント関係講習

② 経営者及び経営幹部（安全統括管理者、営業所長、統括運行管理者含む）、運行管理者

全社的な安全マネジメントへの意識向上、ヒヤリ・ハット事例の収集及び分析力を強化するため、NASVAによる講習を受講します。

■内部監査講習

■リスク管理講習会

③ 営業所長、統括運行管理者、運行管理者および補助者

運行管理業務の実務能力と法令への理解向上を図るとともに、運転士への指導力を強化するため、社内での研修及び勉強会のほかに、NASVAによる講習を受講します。

■適性診断活用講座

■運行管理者一般講習

■運行管理者基礎講習

④ 運転士

年間教育計画に基づき、全運転士への教育・訓練のほか、特定の運転士（初任、事故惹起、高齢）に対する教育を実施します。また、運転士各自の適性や運転のクセを把握し、運転訓練の充実につなげるため、NASVAによる適性診断とカウンセリングを受診します。

■全運転士教育（雪道及び山道等実地研修、階層別研修、個別指導含む）

■特定運転士への教育

（初任運転士、事故惹起運転士、高齢運転士、苦情多発運転士、指導運転士）

■適性診断（NASVA）の受診及びカウンセリング

■東村山警察署による安全運転講習

⑤ 整備管理者および補助者

整備技術・管理能力向上のため、「整備管理者東京運輸支局長定期研修」を受講します。

(2) 運転士の健康管理

脳疾患及び睡眠時無呼吸症候群（SAS）に起因する事故を防止するため、これら疾患の早期発見に努めるとともに、産業医の協力を得て、診断結果に応じた生活習慣改善指導を強化します。

《全運転士に義務付ける健診》

- ① 定期健康診断
- ② 脳ドック
- ③ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング

(3) 安全及び法令遵守への意識向上のための取組み

全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するため、社員参加型の施策を年間通じて実施します。

- ① 各種安全運動
 - 酒気帯び出社撲滅強化月間（12月～1月）
 - 全国交通安全運動（4月、9月）
 - エコドライブ強化月間（5月）
 - 接客マナー向上月間（6月）
 - 車内事故防止月間（7月）
 - 輸送安全総点検（10月）
- ② ヒヤリ・ハット情報の収集と共有化
- ③ ハザードマップの作成と活用
- ④ 国土交通省ホームページを活用した全国事故事例の共有化

(4) 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

経営トップ及び幹部⇄運行管理者⇄運転士⇄事務スタッフ等の相互意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めます。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠匿したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じます。

- ① 日々の会議、ミーティングを通じた社長（運転士兼務）の講話
- ② 会議体の開催
 - 運輸安全推進会議
- ③ 点呼、社内掲示物
- ④ HP、社長ブログ、フェイスブック、マスメディア等を通じた情報発信

5. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 計画

年 1 回本社および営業所に対し実施します。

(2) 監査項目

- ① 関係法令の遵守状況
- ② 安全管理規程、運行管理規程の実行状況
- ③ 重点施策等の実施状況及び達成状況
- ④ 輸送の安全に関する議事録、報告書等の作成及び保管状況
- ⑤ 保存義務のある書類、文書の作成及び保管状況
- ⑥ 前年度指摘事項に対する改善状況

(3) 監査実施者

外部専門機関および取締役により組織した監査チームにて実施

6. 輸送の安全に関する設備投資計画

※大型観光バス（新車）、モバイルアルコールチェッカー、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計の追加導入に関しては、平成 28 年度から順次実施済のため、本年度の実施予定はなし。

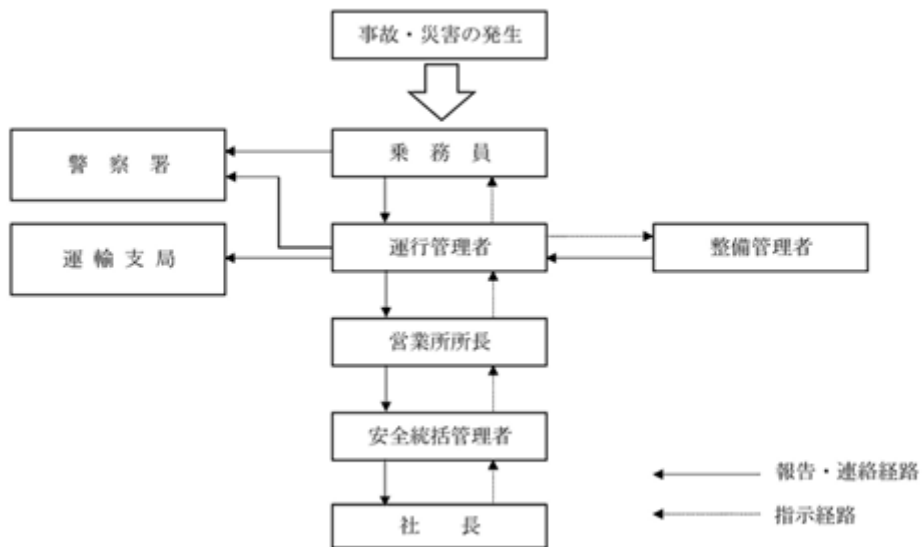
7. 輸送の安全に関する取組計画表

※別紙「輸送の安全に関する計画」参照

8. 輸送の安全に関する組織体制および事故処理等に関する報告連絡体制



輸送の安全及び事故処理等に関する指示命令系統



9. 行政処分の状況

国土交通省による定期監査により、以下の処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、運行管理・整備管理の徹底を図り、さらなる輸送の安全確保に努めてまいります。

※改善内容、再発防止策については、監査終了後速やかに実施し、国土交通省へ報告しております。

処分運輸局：関東運輸局

処分年月日：2018年1月10日

処分内容：文書警告

違反行為の概要

- (1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」))
- (2) 整備管理者の研修受講違反(運輸規則第46条)

違反点数：1点

10. 安全統括管理者

専務取締役 山本優子

以上